

UQ mobile 通信サービス契約約款

| 【現行】 | | 【改正】 | |
|------------------------------------|---|------------------------------------|---|
| 第1章 第1条～第2条（略） | | 第1章 第1条～第2条（略） | |
| （用語の定義） | | （用語の定義） | |
| 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。 | | 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。 | |
| 用語 | 用語の意味 | 用語 | 用語の意味 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| LTE約款 | 当社又は特定事業者のau（LTE）通信サービス契約約款 | 5G約款 | 当社又は特定事業者のau（5G）通信サービス契約約款 |
| WIN約款 | 当社又は特定事業者のau（WIN）通信サービス契約約款 | LTE約款 | 当社又は特定事業者のau（LTE）通信サービス契約約款 |
| 5G約款 | 当社又は特定事業者のau（5G）通信サービス契約約款 | WIN約款 | 当社又は特定事業者のau（WIN）通信サービス契約約款 |
| au約款 | LTE約款、WIN約款又は5G約款 | au約款 | 5G約款、LTE約款及びWIN約款 |
| UQm約款 | 特定事業者のUQ mobile通信サービス契約約款 | <u>povo約款</u> | 当社又は特定事業者のau（povo）通信サービス契約約款 |
| au（LTE）通信サービス | LTE約款に定めるau（LTE）通信サービス | UQm約款 | 特定事業者のUQ mobile通信サービス契約約款 |
| au（WIN）通信サービス | WIN約款に定めるau（WIN）通信サービス | au（5G）通信サービス | 5G約款に定めるau（5G）通信サービス |
| au（5G）通信サービス | 5G約款に定めるau（5G）通信サービス | au（LTE）通信サービス | LTE約款に定めるau（LTE）通信サービス |
| au通信サービス | au（LTE）通信サービス、au（WIN）通信サービス又はau（5G）通信サービス | au（WIN）通信サービス | WIN約款に定めるau（WIN）通信サービス |
| （略） | （略） | au通信サービス | au（5G）通信サービス、au（LTE）通信サービス及びau（WIN）通信サービス |
| 携帯電話サービス | 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条第1号に規定する携帯無線通信により提供される電気通信サービス | <u>au（povo）通信サービス</u> | <u>povo約款に定めるau（povo）通信サービス</u> |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 当社相互接続点 | 当社がこの約款以外の契約約款等（契約約款、料金表その他の電気通信サービスの提供条件を定める契約をい | 携帯電話サービス | 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条第1号に規定する携帯無線通信により提供される電気通信サービス |
| | | （略） | （略） |
| | | 当社相互接続点 | 当社がこの約款以外の契約約款等（契約約款、料金表その他の電気通信サービスの提供条件を定める契約をい |

| | |
|--------|--|
| | す。以下同じとします。)により提供する電気通信サービス(a u通信サービスを除きます。)に係る電気通信設備とUQ mobile通信サービスに係る電気通信設備との間の接続点 |
| (略) | (略) |
| 契約者回線等 | (1) 契約者回線、当社のa u約款に定める契約者回線及び契約者回線に電話網又はデータ通信網を介して接続される電気通信設備であって当社又は協定事業者が必要により設置する電気通信設備 (2) 相互接続点 |
| (略) | (略) |
| MNP | 電話番号を変更することなく、携帯電話サービス又はPHSサービスの提供を受ける電気通信事業者を変更すること |
| 番号移行 | 当社が別に定める態様により、電話番号を変更することなく、a u契約(当社のa u約款に定める5G契約、LTE契約又はa u契約をいいます。以下同じとします。)を解除すると同時に新たにUQ mobile契約を締結すること又はUQ mobile契約を解除すると同時に新たにa u契約を締結すること |
| (略) | (略) |

第4条 (略)

第2章 (略)

第3章

第6条～第9条 (略)

(契約申込みの承諾)

第10条 (略)

4 前3項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1)～(4) (略)

| | |
|--------|---|
| | す。以下同じとします。)により提供する電気通信サービス(携帯電話サービスを除きます。)に係る電気通信設備とUQ mobile通信サービスに係る電気通信設備との間の接続点 |
| (略) | (略) |
| 契約者回線等 | (1) 契約者回線、当社のa u約款若しくはp o v o約款に定める契約者回線及び契約者回線に電話網又はデータ通信網を介して接続される電気通信設備であって当社又は協定事業者が必要により設置する電気通信設備 (2) 相互接続点 |
| (略) | (略) |
| MNP | 電話番号を変更することなく、携帯電話サービス又はPHSサービスの提供を受ける電気通信事業者を変更すること |
| 番号移行 | 当社が別に定める態様により、電話番号を変更することなく、a u契約(当社のa u約款に定める5G契約、LTE契約及びa u契約をいいます。以下同じとします。)若しくはa u (p o v o) 契約(当社のp o v o約款に定めるa u (p o v o) 契約をいいます。以下同じとします。)を解除すると同時に新たにUQ mobile契約を締結すること又はUQ mobile契約を解除すると同時に新たにa u契約若しくはa u (p o v o) 契約を締結すること |
| (略) | (略) |

第4条 (略)

第2章 (略)

第3章

第6条～第9条 (略)

(契約申込みの承諾)

第10条 (略)

4 前3項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1)～(4) (略)

(5) 契約申込者が、当社のLTE約款第42条(利用停止)各号若しくは第42条の2各号、WIN約款第68条(利用停止)各号若しくは第69条第2項各号又は5G約款第43条(利用停止)各号の規定のいずれかに該当し、au通信サービスの利用を停止されたことがある又はau通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

(6)～(11) (略)

第11条～第17条 (略)

第4章～第12章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表3 (略)

別記 (略)

(5) 契約申込者が、当社のau約款又はpovo約款に定めるところにより、その携帯電話サービスの利用を停止されたことがある又はその契約の解除を受けたことがあるとき。

(6)～(11) (略)

第11条～第17条 (略)

第4章～第12章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表3 (略)

別記 (略)

| | |
|--|---|
| | <p><u>附 則 (21-KDDI 次ビ企 UQm 第 004 号)</u> <u>(実施時期)</u> <u>1 この改定規定は、令和3年3月23日から実施します。</u> <u>(料金等の支払いに関する経過措置)</u> <u>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> |
|--|---|